

和歌山大学国際イニシアティブ基幹日本学教育研究センター規則

制 定 令和 4年 3月28日

法人和歌山大学規程 第2412号

最終改正 令和 5年10月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学国際イニシアティブ基幹日本学教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、日本語及び日本文化に関連する分野（以下「日本学」という。）に関する教育研究を通じて、国境や国籍を超えたコミュニティを創造し、応用日本学の展開及び外国人留学生等の総合的な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 「わかやま日本学副専攻プログラム」の企画、運営に関すること
- (2) 「わかやま日本学プログラム」の企画、運営に関すること
- (3) 日本学の全学教育（教養教育等）に関すること
- (4) 日本学の教育、研究に寄与する地域、国際連携及び大学間交流協定に関すること
- (5) 留学生の派遣、受入、支援に関すること
- (6) その他、日本学の教育、研究を通じた本学のグローバル化に関すること

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター所属の専任教員及び特任教員
- (4) センター兼務教員
- (5) その他、センターが必要とする者

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

2 副センター長は、センター長の推薦に基づき、役員会の議を経て、学長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第7条 センターに研究員を置くことができる。

2 研究員に関する事項は、センター長が別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターに、必要に応じて運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(専門部会等)

第9条 センターに、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、国際交流課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後の最初のセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和5年10月13日一部改正：法人和歌山大学規程第2683号)

この改正規則は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。